

第7回十勝中央合併協議会議案

日時 平成16年7月23日（金）午後2時

会場 幕別町民会館 2階講堂

議案の提出について

報告第17号 新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告について

報告第18号 新町建設計画小委員会の報告について

協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第22号 保健・医療事業の取扱いについて

協議第23号 農林水産関係事業の取扱いについて

協議第24号 商工労働観光関係事業の取扱いについて

協議第25号 学校教育関係事業の取扱いについて

協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成16年7月23日

十勝中央合併協議会会長 岡田 和夫

報告第17号

新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会の報告について

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

第2回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会

1 開催日時及び開催場所

- (1) 開催日時 平成16年6月28日(月曜日)
午後2時4分開会 午後2時53分閉会

- (2) 開催場所 更別村ふるさと館大会議室

2 出席委員数 9名中 9名出席

3 会議内容

- (1) 新町名称候補選考に関するスケジュールの変更について

住民説明会の開催を1カ月遅らせたことに伴い、公募期間を9月1日からの1カ月間に、有効・無効の仕分け及び集計を10月1日から8日に、候補の絞り込みを10月中旬から11月上旬にそれぞれ繰り下げ、協議会へは11月中旬に報告することを確認した。

- (2) 議会議員の定数任期に関する3町村の検討状況について

3町村における検討状況について報告し、3町村内で引き続き検討することを確認した。

- (3) 選挙区定数の選択パターンについて

選挙区を設置するとした場合における選挙区定数のパターンについて事務局から説明を受け、内容を確認した。

報告第18号

新町建設計画小委員会の報告について

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

第7回新町建設計画小委員会

1 開催日時及び開催場所

(1) 開催日時 平成16年6月29日(火曜日)
午後1時開会 午後2時20分閉会

(2) 開催場所 幕別町民会館 2階講堂

2 出席委員数 18名中 18名出席

3 会議内容

(1) 新町建設計画の策定について

新町建設計画の策定手順及び内容について、他地域の事例を参考に説明を受け、確認した。

(2) 新町建設計画における主要施策の意見・提言について

分野別意見交換での内容も含めた新町建設計画小委員会及び各町村の住民検討会議における意見提言の集約を確認した。

(3) 将来人口推計について

新町の将来人口推計については、現状の人口動向を反映させるため、3町村それぞれの推計方法で得られた数値の合算によることとする旨の説明を受け、推計の考え方及び推計結果について了承した。

協議第14号

合併の期日について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	2 合併の期日
合併の期日は、平成18年1月10日とする。	

協議第15号

広報・広聴事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-3 広報・広聴事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 広報紙については、新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。2 広聴については、実施内容について、合併時までに調整する。3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。4 行政懇談会については、新町において調整する。5 町勢要覧については、新町において発行する。	

協議第16号

交通関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-5 交通関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに加入する。2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態については、既存の路線を含めて、合併時まで調整する。5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。6 交通指導員については、合併時に再編する。7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。	

協議第17号

児童福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-10 児童福祉事業の取扱い
<p>1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。</p> <p>4 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p> <p>5 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p> <p>6 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</p> <p>肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>7 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時まで調整する。</p> <p>8 認可外保育所(へき地保育所)については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p>	

協議第18号

高齢者福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-11 高齢者福祉事業の取扱い
<p>1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <ul style="list-style-type: none">現行のとおり新町に引き継ぐもの合併時に再編するもの合併時まで調整するもの新町において調整するもの合併時に廃止するもの <p>3 在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 基幹型支援センターについては、合併時まで統合する。(2) 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。	

協議第19号

障害者福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-12 障害者福祉事業の取扱い
<p>1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。</p> <p>3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</p> <p>5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者（児）補装具交付事業及び身体障害者（児）日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

協議第20号

国際交流・広域交流事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-21 国際交流・広域交流事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 2町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。2 ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時までに調整する。4 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。	

協議第21号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
<p>新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置する。</p> <p>1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。なお、その定数については、新町において調整する。</p>	

保健・医療事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-7 保健・医療事業の取扱い
<p>1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <ul style="list-style-type: none">現行のとおり新町に引き継ぐもの合併時に統合するもの合併時に再編するもの新町において再編するもの <p>3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により合併時に統合する。</p> <p>6 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により合併時に統合する。</p>	

農林水産関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-14 農林水産関係事業の取扱い
	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。 2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。 3 標準小作料については、新町において再編する。 4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。 5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。 6 結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。 7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 8 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。 9 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 10 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 11 町村有林整備事業については、新町において再編する。 12 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

商工労働観光関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-15 商工労働観光関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。2 中小企業利子等補給事業については、中小企業融資事業として、合併時に再編する。3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。4 勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。5 商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。6 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。7 消費者相談事業については、合併時に再編する。8 消費生活モニターについては、合併時に廃止する。9 観光イベント事業については、新町において調整する。10 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	

学校教育関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-19 学校教育関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2 特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。4 高度へき地に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。6 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、合併時に再編する。10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。	

社会教育関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-20 社会教育関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。2 成人式については、新町において調整する。3 高齢者学級については、新町において調整する。4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。5 図書館（室）については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とする。6 移動図書館については、合併時に再編する。7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容及び許可対象については、新町において調整する。8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。	